

団体貸出について（ご案内）

津山市立図書館では、市内の保育所（園）、幼稚園、小中高等学校に附属する図書館（室）、放課後児童クラブ、家庭文庫、読書活動を主体的に行っているグループ、福祉施設等で読書活動を行っている団体、または読み聞かせ等の行事を行う場合に、つぎの条件を付して団体貸出を行います。

ご登録・貸出申請

市内の保育所（園）、幼稚園、小中高等学校に附属する図書館（室）、放課後児童クラブ、家庭文庫、読書活動を主体的に行っているグループ、福祉施設等で読書活動を行っている団体で年間を通して恒常的な借り受けを希望する団体様は申請書（様式1）をご提出ください。既にご登録の場合は、その内容に変更がある場合を除き、あらためてのご登録は不要です。

上記以外のグループ等が、行事で使用するために借りる場合は申請書（様式2）により申請してください。

読み聞かせ用特別資料（パネルシアター、エプロンシアターなど）を借りる場合には、別途申請（様式3）が必要となります。

利用できる図書館及び資料

当市立図書館本館及び各地区館（加茂町、勝北、久米図書館）に所蔵している図書、紙芝居、雑誌及び読み聞かせ用特別資料です。なお、利用状況によりご希望に添えない場合があります。

借受期間

1か月以内（図書、紙芝居、雑誌）

（借受期間中でも市立図書館が必要と判断した場合は返却していただきますのでその旨依頼があった場合には速やかにご返却をお願いいたします。）

ただし、読み聞かせ用特別資料は借り受け日を含む5日間以内です。

借受冊数

100冊以内（うち紙芝居は、40冊までです。）

集団読書用資料を利用する場合は、タイトルで加算します。

借受資料の選定

ご希望の条件をご提示いただき、その希望条件にそった資料を市立図書館が選定することができますのでご相談ください。

資料の管理

借受資料はお客様が責任をもって管理してください。

紛失・破損など事故があった場合は現物で弁償していただきます。

資料は、所定の場所をご利用ください。